

OECD, EC, UNESCO の情報政策書の比較

A Comparative Study of Information Policies of
OECD, EC, UNESCO

—From the Viewpoint of Information Policy Documents—

杉 本 由 利 子
Yuriko Sugimoto

Résumé

Along with the development of information technologies, transborder data flows also increases. In this paper, the information policies of OECD, EC, and UNESCO are examined to clarify problems of information policies in terms of their international aspects. The method used here is to trace the information policies of OECD, EC and UNESCO through publications of their organizations and compare the three by the main problems cited in IIA's Information Policy Handbook. The results are follows:

- i) The general principles of the information policies of the three international organizations are quite different; OECD approaches it by economic influences of information technologies; EC emphasizes the interest of member countries as opposed to the U.S. and Japan; UNESCO underlies fair information flows between developing countries and developed countries.
- ii) The problem of new information technologies is common in the three organizations. They try to assess the potential of information technologies and the problems produced by them.

1. 情報政策の国際面
2. 研究の方法
3. OECD, EC, UNESCO の情報政策の方針
 - A. OECD の場合
 - B. EC の場合
 - C. UNESCO の場合
4. OECD, EC, UNESCO の場合の情報政策の範囲の比較
5. 考察

杉本由利子：慶應義塾大学大学院文学研究科図書館・情報学専攻博士課程，東京都港区三田2-15-45
Yuriko, Sugimoto: Graduate School of Library and Information Science, Keio University, Mita,
Minato-ku, Tokyo.

1. 情報政策の国際面

70年代後半、80年代の情報政策は、急速な情報、通信技術の発展により生じる諸問題の認識と、それへの対応がポイントとなっている。マーク・ポラトは「情報経済入門」のなかで、「情報政策は市場や非市場内での情報技術（コンピュータや電気通信）の結合によって生じる問題に対処するものである¹⁾と情報政策を定義している。ポラトは情報政策に関する議論は技術変化に深く根ざしたものとし、特に、経済活動に深く関係している問題に焦点をあてている。

一口に情報政策と言っても、その対象とする情報の種類、問題の捉え方には様々なものがある。米国 IIA (Information Industry Association) が1980年に刊行したハンドブック、*Understanding US Information Policy*²⁾では、米国でそれまでに様々な場で様々な人々により問題とされた情報政策の主要な諸問題を9つの区分にまとめ、「infostructure」(米国の情報政策の内部構造を表現する造語)を図化している(第1図)。9つの主要な区分とは、情報技術が影響を及ぼす社会経済活動の様々な側面を、類似した主題ごとに以下のようにまとめたものである。The technologies(情報、通信技術を誰が何の目的で使うか)、Productivity(労働環境を改善し、生産性を上げるために情報、通信技術はなにができるか)、Information Management (問題解決、意志決定のために情

報資源をどう利用するか)、Property Concept (情報生産者、利用者の権利と義務はなにか)、Government's Role in Marketplace (市場における政府の役割はなにか)、International Participants (情報、通信技術、ハイテクノロジーの海外貿易で米国がどう効果的に対応できるか)、Public Interests in the Information Age (一般市民の権利はどう守られるか)、Knowledge Centers (米国の豊富な知識センターをどう効果的にネットワーク化し、民間の市場のニーズを満たすか)、The Future (技術の現状、新しい応用、政策の争点はどこにむかっているか)である。そして、この9つの区分全体に共通した問題は、まず、情報政策の目標が完全に記述、または一様に認識されているのではなく、ある問題は隠され、またある問題は、まだ十分に成熟していないこと、次に、情報に関わる人々の最も良い代表により適切な時期に適切な場で情報問題が宣言されていないこと、最後に、情報問題を宣言する政策の必要性、程度、レベル、相互関係について一般的な同意がほとんどないとされている。そして、Infostructure の最終目標は、政策論争の中の差異、重複を認識することを助け、情報に関わる人々がより建設的な方法で論争に参加できるようにすることであるとしている。

この中の International Participants (以下、国際参加と訳す) に注目すると、その中心的な問題は、「情報は経済力を持ち、情報を蓄積、処理、取り扱う能力は、一つの国に政治的、技術的に有利さを与えると言っているだろうか」とし、6つの問題を上げている。すなわち、プライバシー、通信規制の問題、開発途上国の問題、貿易の問題、ニューメディア、著作権、関連する知的所有権の問題、その他の問題である。

プライバシー問題に関しては、現在18ヶ国がデータ保護法をもっている。このことは、情報技術が国際間の依存性を高めるかもしれないという世界的関心になっていることを示している。こうした法律は新しく、OECDやCEC (Council of European Commisiion) がガイドラインをつくっている。次に、通信規制の問題は、各国が国益のために、国際通信を規制することから生じている。開発途上国にとっては、先進国へのオンライン設置費用が高くなりすぎるということもある。開発途上国は、先進国への文化的隷属や先進国の出版物の流通の多さを嫌い、また一方では先進国は開発途上国の状況に従って情報製品や技術を共有することを好まない現状である。貿易の問題は、各国政府の貿易規制が取引の障壁と

Property Concepts	Technologies	Public Interests
Productivity	Government's Role	Knowledge Centers
International	The Future	Information Management

第1図 情報政策の9つの分類 (IIA, Understanding US Information Policy より)

なっている点で、これに対し、OECD や GATT が包括的な解決やガイドラインの刊行を試みているが、サービスの取引や、ニューメディアについては扱われていない。ニューメディアについては、その影響力や可能性についてどう対処していくかが問題である。著作権問題も国内だけでなく、国際的にも重要となってきた。それには図書、雑誌だけでなくソフトウェアなどの関連する知的所有権も含まれる。越境データ通信を規制する各国の法律が、データの世界流通の混乱の原因となり、情報の流れを閉ざしてしまう。自国で情報を生み出す経済的資源の乏しい国々には特に影響が大きく、先進国からの援助と世界的な経済発展を求めている。OECD, CE (Council of Europe), Intergovernmental Bureau for Informatics, UN などが問題の解決に努めてきたが、情報政策の国際面を討議するフォーラムもなく、利用者の参加も保障されていない。

この論文では、こうした国際的な情報政策の問題の展開を見る一方法として、三つの国際機関の情報政策の経過を辿っていく。

2. 研究の方法

情報活動を行なっている国際機関は数多くあるが、ここでは、特定の主題に限らない一般的な協力の目的で設立され、且つ情報政策の活動が活発と思われる国際機関として、国連のなかの UNESCO, そして OECD, EC の三機関をとりあげた。まず、各機関の情報政策の方針を掴むために、各機関が発行している年報やニュースレター、報告書類といった機関の刊行物から、機関の情報に関する政策を推進している部門の活動を追跡することでその情報政策を辿った。また、その間にまとめられた重要な報告書の内容に触れた。次に、各機関の情報政策の範囲を明らかにするために、各機関の刊行物の中で、情報政策に関する活動の項目として挙げられているものを洗いだし、それを前述の IIA の国際参加の項に挙げられた諸問題と対応させた表を作成し、さらにその表に基づきリーダーチャートの形に図化した。最後に、各機関の情報政策の特徴と背景、共通する情報問題について考察した。

各機関の刊行物で今回、利用したものは以下の通りである。

OECD ICCP (Information, Computer, Communication Policy) シリーズ (1979-1985)

EC EC General Report (197-1984), 及び、Offi-

cial Journal (1971-1985)

UNESCO UNISIST Newsletter (1973-1978) 及び、
General Information Programme: UNISIST Newsletter (1979-1985)

以上の機関刊行物を利用した利点として考えられるのは、各機関の活動が正確に知ることができることである。逆に欠点として考えられるのは、活動の成果に対する評価が客観的、批判的には為されていないことである。また、各機関の各々の活動の背景、要因となるものが、特に述べられていないので、その結果、本論文は、そうした考察が推定でしかできないという限界を持っている。

3. OECD, EC, UNESCO の情報政策の方針

A. OECD の場合

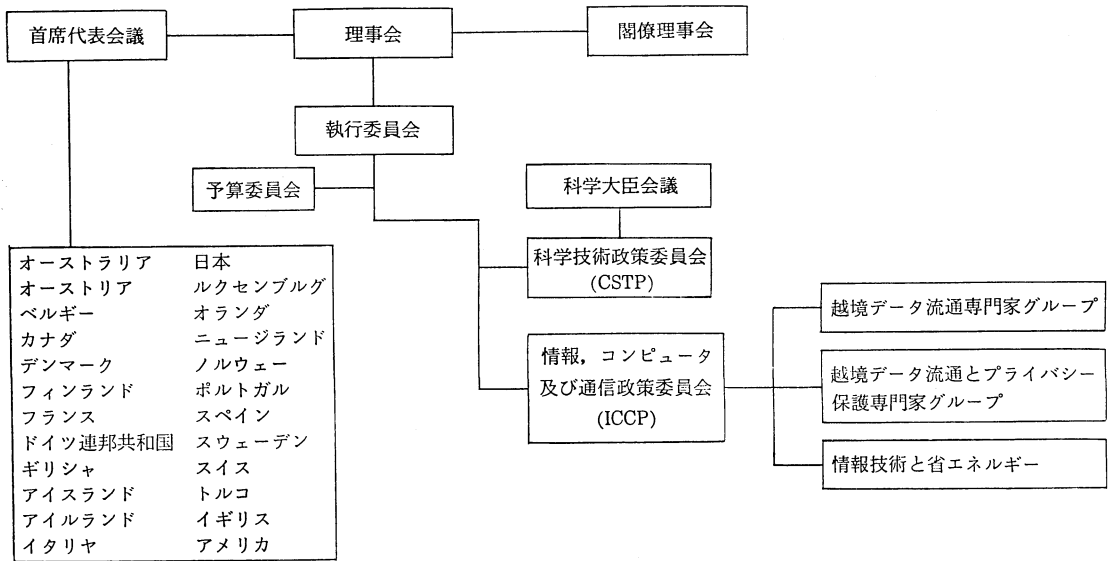
OECD の情報政策の方針は、新しい情報技術が経済活動に及ぼす影響をどのように査定するかを研究することであり、また、法律的な面からも問題を明らかにし、加盟国が情報政策を策定する際のガイドラインを与えることが最終目標となっている。プライバシー保護法については、1980年にガイドラインがまとめられた。

OECD では、コンピュータ活用グループ (Computer Utilization Group), 科学技術情報グループ (Scientific Technical Information Group) が、通信、科学技術情報に関係した研究、活動を従来行ない、OECD Informatics Study, National Review of Scientific and Technical Information Policy, などの情報政策に関する報告書を刊行してきた。1977年にコンピュータと通信部門が一体化する構造の変化があり、情報、コンピュータ、通信政策 (Information, Computer, Communication Policy; ICCP) というグループが新しく設立された。このグループは OECD の科学技術政策委員会 (The committee for scientific and technological policy) の監督下に置かれている。(第2図参照)

ICCP は新しい技術の進歩により、今まで別々に扱われてきた分野を統合して、総合的な政策をとる必要がでてきたとし、一般的な意味での情報の生産、収集、処理、検索、伝達、利用に関する政策の方法と手段を研究し、そして進んだコンピュータ技術、通信システム、サービスと技術が経済、社会一般に与える衝撃の査定を行なうとしている。このグループの活動の方針は、以下の通りである。

- i. 情報、コンピュータ通信の分野での様々な要素間

OECD, EC, UNESCO の情報政策書の比較



第2図 OECD 情報政策関連機構 (外務省情報文化局「OECD と日本」より編集)

の相互関係の深まりについて国内、国際的發展を辿る。

ii. この分野的發展を分析し、加盟国の政府の政策の意味するところを、経済的、社会的、法律の立場から研究する。

iii. 加盟国の国内、国際レベルの政策的發展を助け、国内の政策策定について、適切な国際協力を考慮しながら、ガイドラインを勧告する。

また、具体的なプログラムとしては、次の問題を取り上げている。

a. 越境データ流通。ICCP の下位グループであるデータバンクパネルが法律の観点からすでに数年間、研究している。

b. 情報部門の経済的な活動の分析。米国のポラトが行なった分析方法を用いて加盟国の情報部門の分析を特別エキスパートグループが行なう。

c. 加盟国の現在の組織構造と政策方法の概観の把握。今後の勧告のための基礎として。

d. 開発途上国の問題。先進国の経験を分析し途上国の助けとし、先進国の情報資源へのアクセス助ける。

e. 加盟国の情報産業の問題。中小企業の有用な知識へのよりよいアクセス。

f. パイロットスタディの助成金の要求。電子情報伝達システム、著作権の問題。

以上のプログラムの実行、成果が ICCTP の報告書シリ

ーズとして刊行されている。以下に、各報告書の概要をまとめる。

ICCTP 1「越境データの流れとプライバシーの保護」(1979)³⁾

この報告書は、1977年9月20～23日にオーストリアのウィーンで開かれたシンポジウムの論文集である。シンポジウムのテーマは、データ処理産業と利用者の現状と将来について、海外に保管されているデータの意味するもの、国外にあるデータの法律の保護と個人データの倫理問題などの国際的な問題であった。

ICCTP 2「欧州における国際ネットワークの利用」(1979)⁴⁾

フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデンの出資により、英国の Logica 研究所が欧州の民間、公共の30のデータネットワークを調査した。文献調査、アンケート調査、インタビュー調査が行なわれた。この調査の中心の問題は、1)個人、企業データのプライバシーと保護、特にプライバシーと保護の緩い基準を持つ他国からのアクセス、2)国家間のデータ、資源の共有により増大する国際間の依存性、3)ある国へのデータの集中による、その他の国の経済的チャンスと能力の減少、それが国家脅威とさえなること、であった。

ICCTP 3「OECD 地域でのデータネットワークの發展の政策の意味」(1980)⁵⁾

1978年9月13～15日にパリで行なわれた特別會議の

会議録である。この会議の目標は、1)加盟国のデータネットワークの設立、発展計画の提示、2)これらのネットワークの運営と利用に関する経済的、法律的、組織的問題、3) OECD全般のデータネットワーク政策の必要性の考慮、4) OECDが適切な問題設定を行なえる問題の解決、であった。

ICCP 4「主要な国際機関の情報、コンピュータ、通信のハンドブック」(1980)⁶⁾

48国際機関の情報活動の概要をまとめたハンドブックである。各国際機関の名称、住所、目的、沿革、機構、情報に関する活動、情報システム、刊行物などを紹介している。

ICCP 5「マイクロエレクトロニクス、生産性、雇用」(1981)⁷⁾

1979年11月27～29日にパリで開かれた「マイクロエレクトロニクスが生産性と雇用に与える衝撃」のシンポジウムの論文集である。その目標は、マイクロエレクトロニクスが雇用に与える衝撃の現状と可能性についての様々な研究を評価することであった。具体的なテーマとしては、1)急速な技術変化による衝撃、2)エレクトロニクス、通信と変化する市場構造、3)マイクロエレクトロニクスと通信の現場、4)変化に適応するための政策と経験、5)総合的な分析と見通し、であり、米国、ドイツ、デンマーク、ノルウェー、カナダ、日本、フィンランドなどからの調査結果が報告された。これらの調査が、この問題全体を適切に把握しきったものではないとしながらも、調査全体に共通していることとして、情報製品、サービスが雇用に与える影響は決定的であり、特に非熟練女子労働は取ってかわられ、ある特定の業種の熟練と能力はエレクトロニクスで代用されるだろうとし、情報製品、サービスの成長は、1965～1975年に17～30%まで増加していると報告している。

ICCP 6「情報活動、エレクトロニクス、通信技術の雇用、成長、貿易への衝撃」(1981)⁸⁾

米国のポラトによる情報産業の経済的分析方法を基礎に、OECD加盟国、オーストリア、カナダ、フィンランド、フランス、ドイツ、日本、スウェーデン、英国、米国の雇用全体における情報部門の統計調査を実行した。そこでは、情報技術が構造の変化に与える影響の査定を試みた。

ICCP 7「マイクロエレクトロニクス、ロボット、仕事」(1982)⁹⁾

1971年10月19～21日にパリで開かれた第二回会議「情

報技術、生産、労働市場の意味するところ」の会議録である。この会議の目標は、1)マイクロエレクトロニクスに基づく技術、特に生産性と雇用に強調をおいた各国報告とその分析、2)マイクロエレクトロニクスの応用の増加とその社会的、経済的重要性の概観、を得ることであった。

ICCP 8「情報、通信技術における法律的問題の説明」(1982)¹⁰⁾

ICCPにより行なわれた2つの研究の報告書を含む。前半は、情報技術の応用の法律的側面を扱い、後半は越境データの流れに関する法律問題に集中している。

ICCP「情報技術におけるベンチャー資本」(1985)¹¹⁾

ICCPがソフトウェア産業発展のプロジェクトの中でまとめた報告書である。新しいソフトウェア企業の創造におけるベンチャー資本の重要な役割が明らかにされた。さらにこれはソフトウェア産業だけに特定の現象ではなく、情報技術に基づいて発展した産業やサービス全体においても同じであることが明かにされ、文献としてまとめられた。

ICCP「プライバシー、個人情報の国際流通のガイドライン」(1980)¹²⁾

70年代からコンピュータ関連活動の規制とより一般的な個人情報の保護へのアプローチがより一層取られるようになってきた。各国のこの分野の規制には二つの傾向があり、一つは伝統的なプライバシーの概念にのっとり、特別な規制をしないものであり、もう一つはより複雑な相反な利益の調整のために、情報の自由とプライバシーの間でバランスをとろうとするものである。しかし、それらが現代のデータ処理の潜在能力を開発する際の障壁となる。各国において、いわゆるプライバシー保護法(privacy protection laws)として、調査研究が行なわれ、73年以降に法律化されてきた。各国のアプローチには共通点があり、たとえば、データ収集の基準を作り、それに従って個人情報の収集に制限をおくこと、データの利用を明確な特定の目的に限ること、データ更新のための機構をつくること、プライバシー保護関連規制を決定するグループの設置などである。しかし、各国の規制は、法律の範囲、保護の強調される要素、詳細な事柄、強化の機構などの点で異なる。微妙なデータの範囲はそれぞれに定義され、公開性や個人の参加の確立手段も様々である。現行の法律が国際間の不調和の原因となっている。OECDでは、この問題を解決するために、エキスパートグループがプライバシーの様々な側面を分析し、

OECD, EC, UNESCO の情報政策書の比較

国際間の情報流通の一般的枠組を以下の様にまとめた。

- 1) 国際間の継続的でスムーズな情報の流れの必要性
- 2) 国益を危うくする法律違反や、市民の権利を侵害するデータの流れを避ける各国の合法的な権利
- 3) 公正な競争原理に基づく情報の経済的価値、データ取引保護の重要性
- 4) データ所有侵害、個人情報誤用をふせぐ機構の設置
- 5) 個人情報保護の核となるガイドラインに各国が参加する重要性

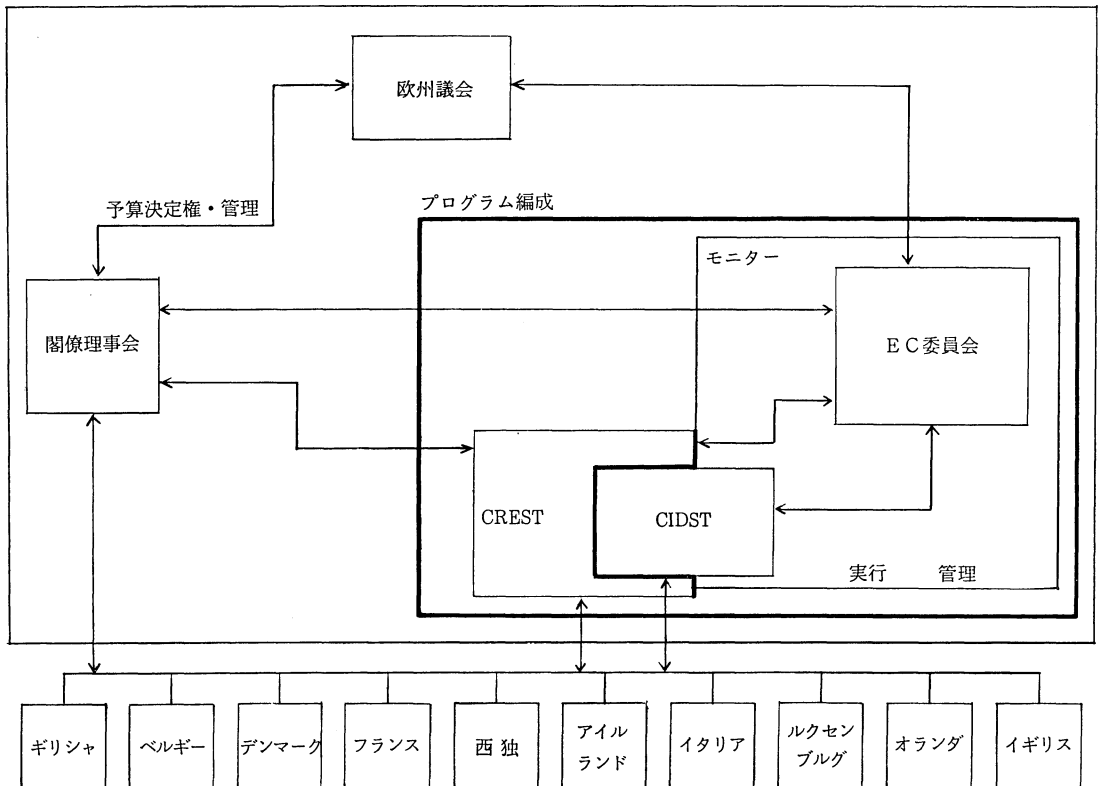
B. EC の場合

EC の情報政策は、EURONET の設立が出发点と考えられる。欧州全域にわたるネットワーク設立による経済的効率性、質の維持がそもそもの目的であったが、米国の情報産業の欧州進出に伴い、次第に商品としての情報製品と情報サービスの開発、EURONET の充実が目的になってきている。

1971年6月24日に EC 閣僚理事会が、科学技術情報、ドキュメンテーションに関する加盟国の間の調整、及

び、革新的な情報ドキュメンテーションネットワークの確立の準備をはじめめることを決定した。1972年に Scientific and Technical Information and Documentation Committee (STIDC) が欧州ネットワークの設立とその一部の活動に着手した。このプロジェクトに関連する主要な三機関は、EC 欧州議会、委員会、閣僚理事会、である。CREST (the Committee for Research in Science and Technology) と CIDST (the Committee for Scientific and Technical Information and Documentation) が加盟国の代表から構成され、議会と委員会にアドバイスする責任を負う。CIDST は、多くの小委員会を持ち、EC の情報プログラムの技術的問題にアドバイスを与える責任を負う。(第3表参照)

1975~77年は第一次行動計画の期間とされ、科学技術情報の改良のためには、まず、適切な料金、良い品質の通信ネットワークを開発することが必要であるとされた。EURONET に結合させる組織の企画、特に各国の PTT (郵便、電信、電話公社) が、パケット交換の啓



第3図 EC の EURONET 行動計画推進の責任機関 (OECD ICCP 3 p. 172より翻訳編集)

発、通信、インターフェース適用のための機器とソフトウェアの標準化を促進した。また、避けることのできない言語問題の効果的な解決が模索された。

1977年に初期計画の修正として、1978～80年の第二次行動計画が発表された。その目的としては、EURONETを実際に利用可能なネットワークにすること、情報市場の開発、使用者の援助、情報サービスの改善があげられた。欧州各国間の情報交換の改善のために、機械翻訳、用語バンクの設立、多言語シソーラス編成、テキスト読込をスピードアップするための技術の向上、システム設立のため協力が決定された。欧州における研究結果を共有し、産業に応用するために学界からの成果を求めた。また、工業所有権の効果的な利用のために、特許情報の国際ダイジェスト版の準備が決定され、WIPOとの協力で合同出版されることとなった。

欧州学界の出版活動と産業界とのつながりを強化するために、会議が開催され、grey literature (灰色出版物と訳す) の流通のためにネットワークを設立することが決定した。また、欧州における研究(例えば JRC: Joint Research Committee) の促進とその研究成果の産業への応用がすすめられ、1977年の市場調査がそのきっかけとなった。1978年には、欧州における研究の成果としての発明の利用は、1977年の倍に増加した。

1979年に EURONET が開始した。情報と情報技術の本質的な価値が認識された。デジタル、データ通信などの新しい技術が研究され、同時に、著作権などの法律的な側面も認識されるようになる。

EURONET-DIANE が1980年に公式に開始し、情報産業への意識が高まった。ノウハウの効果的な利用と、工業所有権と研究結果の伝播がよりよい結果を生んだ。1981～1983年の第三次行動計画の準備がすすめられ、欧州の製品の競争力をあげ、市場の断片化を避け、知識の革新と伝播を奨励するために努力を調整する方針がとられた。新しい情報サービスの創造、新しい技術の利用、インフォメーションプロカーなどの新しい職業の推奨が進められた。

1984年に EURONET-DIANE の拡大と開発が行なわれ、データベース、データバンク (米国で言うところのファクトデータベース) の数は約 600 あり、50のホストコンピュータ、5000人の利用者がいる。

1984～1988年の第四次行動計画では、経済、社会の発展のために、影響するすべての部門において専門情報市場を発展させることが主眼である。そのための枠組とし

て、1) 欧州の財政改革、特に中小企業のために金融ローンシステムの設立、2) 研究成果の効果的利用、があげられる。技術革新を容易にする機構を国境を越えて援助することが重要とされる。

EC の場合は、情報政策に関する研究報告書をまとめて刊行しているわけではなく、ここでは EC が情報に関する政策として、どのような項目に力をそそいできたかを、EC の General Report¹³⁾、Official Journal¹⁴⁾ の記録からたどると、以下のような項目が挙げられる。

- 1) Euronet の設立と発展
- 2) 多言語プロジェクト
- 3) 研究成果の伝達
- 4) 工業所有権情報の整備
- 5) 産業・技術革新

次に、各項目別に重要な発展を辿ると次のようになる。

1) EURONET の設立と発展

1975年に科学技術情報ドキュメンテーション分野での第一次計画がまとめられた。EC で共通の通信ネットワークを利用すれば、各国別々のネットワークを作る費用の1/8から1/10になるだろうとの考えではじめられ、委員会の助成のもとでの EURONET 設立について、各国 PTT の同意が得られた。その目的は EC の利用者が迅速に安く、アクセスできる科学技術情報ネットワークをつくることであった。このシステムでは現行の文献システムを構成要素とし、国際的な公共ネットワークを5～10年の間につくる計画であった。パケット交換網を設立することで、現行のドキュメンテーションシステム間の通信が可能となり、データベース設立の重複が避けられ、主要なデータベースを誰もが使えるようになり、そのメッシュデザインにより信頼度が保証され、連合的な協力が続くと考えられた。各国の PTT では EURONET の要件に合わせるようにした各専門情報システムの発展が必要である。その他に翻訳機械、標準化、専門スタッフの養成、ソフトウェアシステムの研究が必要であった。予算はネットワーク設立のために、300万 u. a. (EC の通貨)、各専門情報の活動のために500万 u. a. があてられた。

この初期の計画に沿って各国 PTT はパケット交換の開発、通信、インターフェースのための機器とソフトウェアの標準化をすすめた。初期計画は好意的に向かえられ、予想以上の20のコンピュータが参加することとなり、それにより EURONET の完成が1979年まで延長された。利用者の使いやすさの研究から、共通のコマンドの

OECD, EC, UNESCO の情報政策書の比較

開発がもたらされた。1977年には、ソフトウェアの企画とハードウェアの設置がなされ、1980年には、異機種間コンピュータ通信の問題が、訓練プロジェクト、ドキュメンテーション資料の供給、テスト機器により解決された。デジタル、データ通信などの新しい技術も研究された。1980年2月に EURONET-DIANE が公式に開始した。加盟国の他に、スイス、スペイン、スウェーデン、フィンランド、オーストリア、ノルウェー、ユーゴスラビア、ポルトガルも参加をしている。EURONET-DIANE の北米への輸出、農場でのビデオテックスの実験、文献の電子伝送などが試みられている。1985年末までには PTT ネットワークによるネットワークの相互連結にかわる。

2) 多言語プロジェクト

1975年に EURONET 設立計画と平行して、多言語機構の体系的開発のための詳細なプログラムが組まれた。専門用語、多言語ソーラス、機械翻訳の実験、オンライン情報システムの共通コマンドの開発、専門家の訓練と利用者教育に関してであった。1977年には、多言語ソフトウェアの開発がはじまり、食品技術についてのドイツ語への翻訳プロジェクトが1978年に終了した。1980年には、獣医学、食品技術、農業経営、社会学について四カ国語ソーラス (EUDISED) が出版された。1980年に欧州機械翻訳システムプログラム (EUROTA) の設立が提案された。また、用語バンク (EURODICAUTOM) の更新、拡張、翻訳機械 (SYSTRON) の開発が計画されている。

3) 研究成果の伝達

1976年に代表的な科学技術出版者との会合が開かれ、1977年に科学技術研究の成果を伝達する従来の三つの雑誌、索引を一つにし、World Trans Index を刊行した。1978年には、20以上の専門出版局の協力で250の文献が出版され、EUROARTICLES が刊行された。また、学界の出版活動とその他をつなぐために、灰色出版物伝播のためのネットワークの設立が提案され、実行がすすめられている。研究成果の文献出版数は年々増加し、EURONET でアクセスできる EUROABSTRACTS データベースも維持、更新されている。

4) 工業所有権情報の整備

1976年に特許の詳細な情報を得るために、国際特許分類システムと組み合わせて使える索引システムの導入が研究されはじめた。また、特許状況、特許情報サービスも研究されはじめた。EC 産業労働組合 (UNICE) との

話し合いも行なわれた。WIPO との合同事業で特許情報を伝播する定期刊行物 World Patent Information の出版が1979年からはじめられた。エネルギー、放射性物質、環境、資源に関する EC の研究から産業と結び付く発明が生まれた。

5) 産業、技術革新

1978年、産業、技術革新を促進するための各国政府の合同会議が開かれ、共通の技術要件の定義が決定された。また、地方政府による技術委員会 (Standing Technological Conference of Community Local Authority; STCELA) が設立され、地方政府と産業とのコミュニケーションの改良のために革新、市場統合、技術移転の分野で進展がみられた。銀行家のためのシンポジウムが開かれ、より安全に産業革新を財政援助することが推奨された。1981年から STCELA が法人となり、EC の産業革新政策を確立するために、新しい技術を導入し、高いリスクを伴う生産投資をすすめるような、税金その他のシステムの見直し、一般企業による新技術受け入れの研究、新技術にとりくんでいる小企業のバックアップ機構の準備、革新性に与えられる優先権などを研究している。これを受けて、ベンチャー投資会社間の協力推進プログラムが発展し、また、小、中企業にアドバイスをする European Association of Specialist が設立された。1983年には、技術革新移転の内部構造を支える1983～85年計画が会議で採択され、欧州ベンチャー投資協会の設立、小、中企業の財政援助システムの実現可能性の研究の推進が決定した。

その他に EC では、情報市場の発展のために、専門情報市場発展のための五年計画を採択し、また、加盟国の情報交換の改良のための INSIS (Interinstitutional Network of Integrated Services) の設立、出版業界でのエレクトロニクスの利用を刺激するための DOCDEL (Electronic Document Delivery Program) のための実験、全文テキスト移送費用の減少のためのデジタル通信システム (APOLLO) の準備をはじめている。

C. UNESCO の場合

UNESCO は情報政策に関する活動だけでも、UNIDO や IBI など国連内外の国際機関と合同で幅広い活動を行なっているが、ここでは、ICSU (国際学会会議) との協力で始められた UNISIST (Intergovernmental Programme for Cooperation in the field of Scientific and Technological Information) の活動に焦点をあてる。ここで主として利用した資料は、UNISIST

第1表 OECD, EC, UNESCO の情報政策関連活動の略年表

	OECD	EC	UNESCO	
1965	通信、コンピュータ、情報の分野の活動がはじまる。			1965
1966	Information Policy Group(IPG)が設立される。			1966
1967				1967
1968				1968
1969	Computer Utilization Group (CUG)が設立される。			1969
1970	データ通信の急速な発展によりIPGとCUGの統合の必要性が認識される。			1970
1971		閣僚理事会が情報・ドキュメンテーション活動の調整、革新的なネットワーク設立を決定する。	UNISIST世界科学情報システム実現可能性研究報告書刊行	1971
1972		科学技術情報ドキュメンテーション委員会がネットワーク設立、その部門活動に着手する。	ユネスコ第17回総会で、UNISIST Steering Committeeが設立される。UNISIST Steering Committee第1回会合	1972
1973			UNISIST シソーラスガイドライン " ISDSガイドライン	1973
1974			UNISIST News letter 刊行 UNISIST 諮問委員会第1回会合 UNESCOとECの合同会議 「情報政策の目標」刊行	1974
1975	コンピュータ、通信政策会議、IPGとCUGの統合が提案される。	1975~77年第一行動計画。	UNISIST 1975~80年中期計画 UNISIST機械可読書誌記述 レファレンスマニュアル刊行	1975
1976		EC言語間での情報交換のためのエキスパート委員会。	UNISISTがUNESCOのGENERAL INFORMATION PROGRAM(GIP)の枠内で推進されることが決定。	1976
1977	科学技術政策委員会(CSTP)の下に情報・電算機及び通信政策委員会(ICCP)が設立される。	多言語プロジェクト、多言語ソフトウェアの開発が着手される。	GIP第1回国際会合	1977
1978		1978~80年第二行動計画 各国PTTは共通の低関税率を認可	現代の技術と情報政策第3回会合	1978
1979	ICCP 1 刊行 ICCP 2 "	EURONET 開始	UNISIST II 国際会議録刊行	1979
1980	ICCP 3 刊行 ICCP 4 " OECDプライバシー保護越境データのガイドライン	EURONET-DIANE 公式開始	UNESCO、「INFORMATICS」刊行 越境データの流れについての世界会議 第1回UAP会議	1980
1981	ICCP 5 刊行 ICCP 6 "	1981~83年第三行動計画 研究結果利用促進のためのシンポジウム	1981~83年GIP中期計画	1981
1982	ICCP 7 刊行	EC産業革新戦略がまとめられる。	GIP,UNISIST「衛星通信の利用」刊行	1982
1983	ICCP 8 刊行	1983~85年技術移転の内部構造開発計画 欧州ベンチャー資本設立	第1回用語セミナー開催	1983
1984		1984~88年第四行動計画 標準多言語シソーラスのEUDISEDとEUROVOCが完成	GIP,UNISIST「用語マニュアル」刊行 1984~88年GIP中期計画	1984
1985	ICCP「ベンチャー資本」(1985)	ESPRITプロジェクト開始	情報政策国際会議	1985

Newsletter¹⁵⁾と General information programme: UNISIST Nesletter¹⁶⁾である。

UNISIST の情報政策の方針は、世界科学情報システムの実現を基本原理としている。その前提として人的資源の開発、情報活動のための各種のガイドラインの刊行、用語の研究、各分野の情報システムや情報センターの設立などの、情報流通の為の標準や規格の設定、環境の整備が推進されている。UNESCO のメンバー国の過半数が開発途上国であるため、当初から特定の途上国の情報政策策定プロジェクトなど開発途上国への援助が多く、特に、1984年12月に米国が UNESCO を脱退するころから、後に述べる1984~1988年の中期計画の UNISINT の方針の中でも見られるように、途上国の立場や利益が前面に押し出されてくる。しかし、世界科学情報システムが目標である以上、情報の流通の平等性を確保するためには、まず第一に、途上国内の情報流通環境の整備の援助が必要であろう。

1966年の第14回UNESCO総会の決議2.222と1968年の第15回総会の決議2.151により、世界学術情報システム (UNISIST) の設立と実現可能性を国際学術会議 (ICSU) と共同で調査し、完成してゆく権限がユネスコ事務総局に与えられた。この実現調査をすすめるためにユネスコ/ICSU 中央委員会が1967年に設けられ、その結果が1971年にUNISIST: Study Report on the Feasibility of a World Science Information System¹⁷⁾として刊行された。この報告書では、科学技術情報の伝達についての社会の責任、研究の歴史的背景、科学情報サービスの範囲と目的、現在の情報システムの機能と傾向、その欠点の解決方法としての世界的科学情報システム、技術の発展、情報政策、開発途上国との協力、UNISIST の組織、UNISIST の実現可能性と初期計画について述べられている。UNISIST プロジェクトには次の五つの目標がある。

- 1) システム間を連結するツールの改善に努める。
- 2) 図書館、抄録・索引サービス、情報センターといった情報伝達連鎖の機構成分の作業を改善し、機能を強化していく。
- 3) 将来の情報ネットワークの企画、運営に不可欠な人的資源の開発に努める。
- 4) システムの相互連結や協力の発展のための最適な経済的、政治的環境を整えることに諸政府とともに努める。
- 5) 発展途上国に対し、それらの国々が科学情報の最

小限の基盤を開発するのを助け、他の国連諸機構と協力してパイロットプロジェクトを展開してゆくことで援助する。

そしてこれに基づく22のプロジェクトを勧告している(第2表参照)。UNISIST プログラムの計画の監督責任を持つのは、UNISIST Steering Committee であり、これは1973—74年の総会で選ばれたユネスコ加盟国18国の代表から構成された。第一回 Steering Committee は、1973年に開かれ、現行プログラム、優先プロジェクトの吟味、1975—80年の中期計画、加盟国の援助活動の提案、他の機関からの協力、が議題であった。1975~80年中期計画は、1973—74年の活動の継続であり、UNESCO

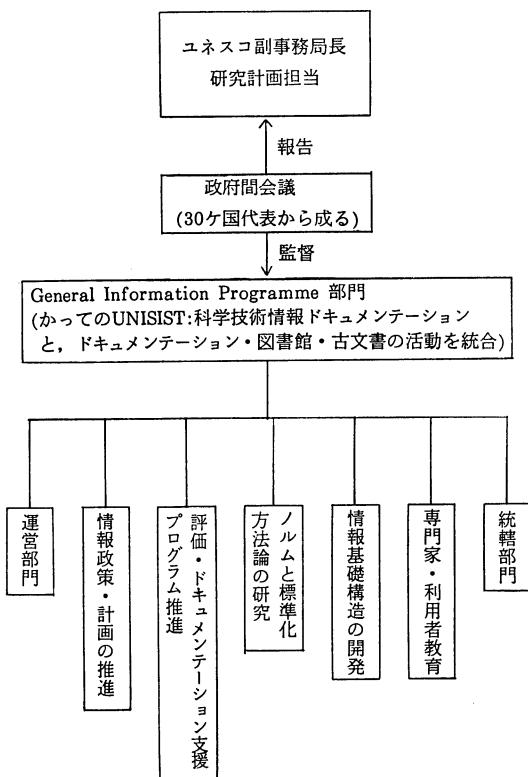
第2表 UNISIST の勧告

(世界科学情報システム実現可能性についての調査報告書より)

勧告 1 情報源の調査	システム間を連結する諸ツール
勧告 2 標準化、書誌	
勧告 3 科学雑誌の世界的登録	
勧告 4 主題の明細書	
勧告 5 標準化:システムの観点	情報サービスの有効性
勧告 6 電気通信	
勧告 7 図書館の内部構造	
勧告 8 基本資料サービス機関の強化	
勧告 9 情報分析センター	
勧告 10 数値的データセンター	専門家グループの責任
勧告 11 科学雑誌編集者の責任	
勧告 12 科学者の参加	
勧告 13 人的資源の開発	
勧告 14 情報科学における研究	
勧告 15 国家の科学情報機関	
勧告 16 サービスのネットワーク化	制度上の環境
勧告 17 情報伝達ネットワーク	
勧告 18 価格政策	
勧告 19 行政上の障害	
勧告 20 発展途上国、情報の内部構造	
勧告 21 発展途上国とUNISISTとの連結	
勧告 22 UNISISTの経営	

の活動が必要な問題領域、つまり、資源としての情報の伝播、個人のプライバシーと一般の知識、世界情報資源への技術的アクセスをどう確立するか、不完全な情報の流れをどう改善するかがテーマであった。また、1974年には、UNJSIST Advisory Committee の第一回会合が開れた。この委員会は UNISIST の長期計画とその実行をアドバイスするためのもので、16人のメンバーは、科学技術情報の専門家、生産者、利用者などであった。また、教育・訓練のアドホック委員会、その他の特定問題の委員会が準備されている。

UNISIST は本来、科学技術情報を対象としたものであったが、1975年にはプログラムを社会科学にまで拡張する方針が、第二回 Advisory Committee で論議された。また、1977—82年の中期計画が考慮され、四つの目標がたてられた。1) 情報政策、計画の公式化、2) 方法、ノルム、標準の確立と応用、3) 情報基礎構造の開発、4) 専門家、利用者の訓練と教育であった。



第4図 ユネスコUNISIST, GIP関連責任部門の組織構造 (Jacques Tocatlian, "Information for development" UJISLAA 3 (3), 1981より)

1976年に第19回ユネスコ総会で科学技術情報、ドキュメンテーション、図書館、資料の分野の編成の活動を統合する General Information Programme が提案された。UNISIST で提案され、実行されたプログラムは、その名を残しながら、GIP と合体することになった (第4図参照)。GIP は国連機関、UNESCO の情報システムの概念的な枠組を与えるものとなった。UNISIST の成果は大きく、ISDS (International Serials Data Systems), BSO (Broad System of Ordering) 実現のための研究、INFOTERM (International Information Centre Terminology) の設立、SPINES (Science and Technology Policies Information Exchange System), DEVSIS (経済・社会発展の分野の国際的な情報交換システム), DARE (Data Retrieval System for the Social Science), など新しいシステムの設立、機械可読書誌記述レファレンスマニュアル、科学技術情報ドキュメンテーション・ハンドブック、科学技術情報利用者の教育訓練マニュアル、また、各種ガイドラインとして、単一言語ソース開発・発展のためのガイドライン、情報政策の目標の設定、国家的科学技術情報システム計画のガイドライン(案)、訓練コースの評価のためのガイドライン、情報システム、サービス評価のためのガイドライン、学位論文の準備、提示のガイドラインの刊行があげられる。

1978年には、第三回の技術情報政策についての会議が開かれ、新しい情報技術の重要性と役割、その利用に伴う問題の認識、将来が論議された。1979年に UNUSIST II (Intergovernmental Conference on Scientific and Technological Information for Development) が開催され、その報告書¹⁸⁾が刊行された。その議題は、1971年の UNISIST からの発展のレビュー、科学技術情報の流れと利用、及び発展におけるその役割、国内、地域、国際レベルでの将来の活動戦略であった。

1980年に越境データ流通政策についての世界会議が開催され、1) 越境データ流通規制の各国例、2) データ流通プログラムの調査と各国間の調和のためのプログラム、3) 途上国と先進国のデータ利用者、通信システム、サービス供給者の見解と位置づけが報告された。

1982~83年から、先進国、特に米国、英国と開発途上国の間の方針や利益の衝突が、UNESCO の場で次第に顕著になり、1984年に米国が、85年に英国が、UNESCO を脱退する。この事実を反映して、1984~88年の中期計画では、科学技術情報の重要さとそれが社会のバランス

OECD, EC, UNESCO の情報政策書の比較

のとれた発展に影響すること、情報、知識、データの満足のいくような流通が強調され、開発国と先進国との間の差異をなくすことが必要であることが提案された。科学技術情報の交換が知識の前進、科学技術の発展の為に必要であり、情報が増大するなかで各国の情報の収集、処理、蓄積、伝播能力の拡大が必要であるとされた。また、基本構造について、より集中的な情報の利用の促進をサービス、システムの充実によりすすめることが提案された。

UNISIST が GIP に再編成されてからの成果としては、POPINES (International Population Information System), ARKISYST (International Information System for Architecture), COMNET (International Network of Centers for Documentation on Communication Research and Policies), ISORID (International Information System on Research in Documentation), ASFIS (Aquatic Sciences and Fisheries Information System), IDNAC (International Data Bank

for the Non-aligned Countries), ASTINFO (アジア、太平洋地域での科学技術情報、経験の交換のためのネットワーク) などの新しいシステムの設立、UAP (Universal Availability of Publication), 共通コミュニケーション様式の開発、各種訓練、会議の開催、また、各種ガイドラインとして、出版シリーズ提示のガイドライン、多言語ソース設立・発展のためのガイドライン、国家の情報政策：範囲の策定、強化のガイドライン、開発計画のためのデータサービスの確立のガイドラインの刊行などがあげられる。これらのガイドラインは、各国の情報流通環境を整備する目的の為に設定されたが、基本的な考え方や方針については、各国、特に開発途上国がこれを参考にしているが、先進国がどれだけこれらのガイドラインに沿っているかは、各々の国の事情を考慮しなければならない。

4. OECD, EC, UNESCO の情報政策の範囲の比較

前節で、OECD, EC, UNESCO の三機関の情報政策

第3表 IIA 分類と OECD, EC, UNESCO の情報政策の対応表 (米は特に力をいれているもの)

IIA	OECD	EC	UNESCO
<u>プライバシーの問題</u>	<u>プライバシーの保護*</u>		<u>個人のプライバシー</u>
<u>通信規則の問題</u>	<u>越境データ流通*</u>		<u>越境データ流通政策</u>
<u>開発途上国の問題</u>	<u>開発途上国への情報流通</u>		<u>開発途上国への情報流通*</u>
<u>貿易の問題</u>	<u>情報産業の育成</u>	<u>産業技術革新*</u> <u>工業所有権情報の整備</u>	
<u>ニューメディアの問題</u>	<u>情報技術が社会に与える*</u> <u>衝激</u>	<u>新しい情報技術を用いた</u> <u>情報伝達システム</u>	<u>情報技術の役割と問題</u>
<u>著作権の問題</u>	<u>著作権についてのパイロット*</u> <u>スタディ</u>		<u>著作権の訓練コース</u>
<u>関連する知的所有権の問題</u>			
<u>その他</u>	<u>情報部門の経済的分析</u>	<u>Euronet 設立・発展*</u> <u>多言語プロジェクト</u> <u>研究成果の伝達</u>	<u>人的資源の開発*</u> <u>標準化</u> <u>用語研究</u> <u>各種ガイドライン刊行</u> <u>システム間のネットワーク化</u>

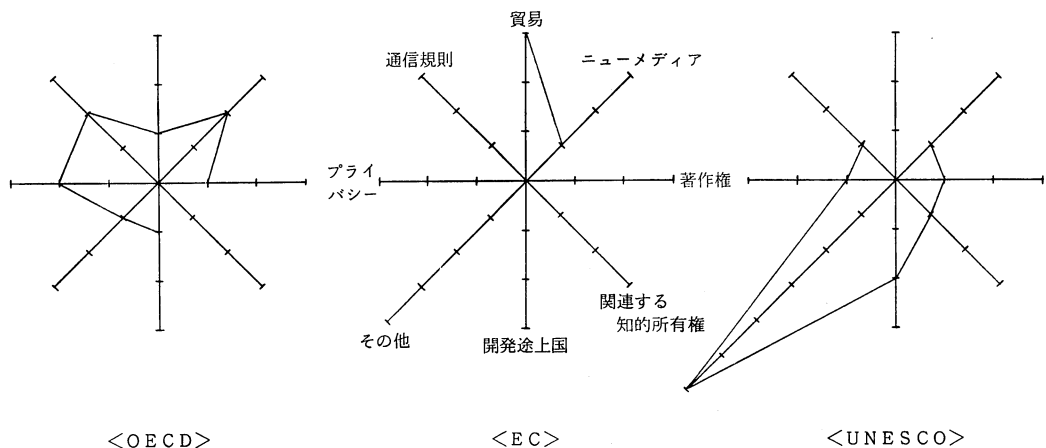
の方針を掴むために、活動の概要を辿ったが、それを基に、本節では、第一節で述べたように、IIA の情報政策のハンドブックを参考にして、三機関の刊行物の中から情報政策の活動の項目を洗いだし、IIA の情報政策のハンドブックを参考にして、比較を行なった。前述の通りに9つの情報政策の主要問題のうち、国際参加の問題として掲げられているのは、プライバシー、通信規制、開発途上国の問題、貿易、産業の問題、ニューメディアの問題、著作権、関連する知的所有権の問題、その他である。これらの問題に対応する情報政策活動を、各機関が行なっているかどうかを検討し、各機関の活動の項目が各々 IIA の項目のどれに当たるか振り分けた。この9つの問題は、本来、米国が国際情報市場に対応する時の問題として列挙されたものであるが、コンピュータ産業、データベース作成、など世界の情報産業を圧倒的にリードしてきた米国の直面する問題は一つの先進的な例であり、他の機関にも共通する問題とみなし、ここで参考にする事とした。

この比較を表にまとめると第3表のようにになる。また、この表の項目に基づき、視覚化したレーダーチャートの形にすると第5図のようにになる。

各機関の設立目的、加盟国のメンバー、規模における違いを反映して、各々の情報政策の重点にも特徴が見られる。まず、OECD では IIA の項目に掲げられた問題のほとんどを取り扱っているが、関連する知的所有権については余り活動がない。また、IIA の項目に無いものとして、情報部門の経済的分析を行なっている。特に、

今までのところ力をいれてきた問題は、OECD の機構図を見てもわかるように、プライバシー情報の保護と越境データ流通規制問題である。この問題については、国際会議の開催等の討議だけでなく、法律的観点からの問題の明確化、ガイドラインの作成が実行されている。また、機関の性質上、経済的観点が強く、加盟国の情報部門の経済的分析をポラトの方法を基礎に実施し、この研究は論議を呼ぶ先駆的なものであった。また、新しい情報技術の雇用への影響についても会議が開催され、ICCP 以外でも半導体産業の実態調査を行なうなど、革新的な新技術の社会への影響の査定が模索されている。一方、著作権、その他の知的所有権の観点からの活動はまだ多くない。

次に、EC の活動としては、IIA にあげられた項目と直接に対応するものは、貿易、産業の問題だけであり、機関の目的を反映して、欧州の産業の発展の為の活動という目的に集約できる。貿易、産業の問題に対応するものとして、産業技術革新の促進、工業所有権情報の整備、があげられる。また、IIA の分類にないものとして、EURONET の設立、発展、多言語ツールの開発、研究成果の伝播がある。EURONET は、欧州における情報交換の整備、経済化のために、多言語ツールは欧州の特定事情である言語の多様性の解決のために、研究成果の伝播は学問的成果をもっと産業に結びつけ、欧州の産業の振興のために推進されているものである。EURONET 設立にさいし、米国製データベース利用料金を欧州では高くし、EURONET-DIANE の利用増加を助けるよう



第5図 OECD, EC, UNESCO の情報政策の特徴
(第3表に基づいて、1項目につき点、米印のものは2点として、レーダーチャートの形にしたもの)

な手段がとられた。ECは欧州各国間の情報流通の整備、促進を確かに行なっているが、それは各国間の利益の調停よりも、欧州以外の先進国との情報産業競争に対応するための手段としてとられている。情報の公共性の立場よりは、情報の商品性の観点からの情報政策と考えられる。

最後に UNESCO では、非常に幅広い活動が行なわれ、IIA の項目にある問題はすべて取り扱われ、それ以上に多くの活動が進められている。すなわち、世界の情報流通の整備改良の観点から、各種標準化の促進、システム間のネットワーク化に伴う技術的問題の解決のための研究、人的資源開発のためのセミナー等の開催、用語の研究、各種ガイドラインの刊行、特定地域の情報政策の策定の補助、情報システムの開発補助などがあげられる。その他にも他の国連内外の国際機関との協力で情報活動を行なっている。IIA の項目に対応する活動のなかで、UNESCO が力を入れているのは、発展途上国の問題であろう。加盟国メンバーの構成が前述の二機関とは異なり、先進国は全体の一割で発展途上国が半分以上を占めている背景があり、開発途上国の利益が、初期の頃からより考慮されている。他に、個人のプライバシー、越境データ流通、新情報技術の役割と衝撃、著作権の訓練コースなどについて世界会議を開催し、幅広く討議している。その根底を流れるものは、UNISIST の初期の理念である世界情報システムの実現と考えられ、先進国と途上国において認められる情報の入手のしやすさの差がまた産業貿易における発展の遅れの原因となると指摘されている。こうした情報の公共性の観点から UNESCO の情報政策は推進され、人的資源の教育訓練、情報関連活動のための各種ガイドラインの刊行など、教育的活動、各国の情報政策等の推進のための枠組の設定に、力がいれられている。

5. 考 察

本研究で対象とした三機関は、国際的な情報政策に影響力のある国際機関とみなして、選んだものである。もちろん、この三機関のほかにも大きな影響力を持つ国際機関はあり、たとえば、通信の分野では国際電気通信連合 (ITU)、世界通信衛星機構著作権 (INTELSAT)、の分野では世界知的所有権機構 (WIPO)、郵便分野では世界郵便連合 (UPU) などの活動を考えないわけにはいかない。しかし、ここでは、こうした専門分野をもつ国際機関ではなく、より一般的目的で設立された国際機関の

情報政策に限定した。

この三機関の情報政策を比べると、それぞれに機関の目的を反映して、観点が異なる。OECDは新しい情報技術が経済、雇用に与える問題の重要さの点から、ECは欧州の発展のために活用される情報の商品的価値の点から、ECそして UNESCOは世界に平等な情報流通を確立するという情報の公共性の点から、情報政策を進めている。しかし、三機関ともに共通した問題として取り上げているのは、新しい情報技術がどう活用され、社会、経済にどんな影響をあたえるのかということである。これについて OECDでは現状調査の方法で、ECでは新システムの設定や ESPRIT プロジェクトなどによる研究奨励のかたちで、UNESCOでは各国の情報生産者、利用者等による会議開催のかたちで、それぞれに対応している。こうした国際機関の役割は、利益の異なる各国の活動、法律の矛盾点を認め、一方で新しい情報技術の可能性をできるだけ広げる方向を堅持しながら、そうした争点の調停、解決のための枠組を、協定などのかたちで設定していくことであろう。

- 1) マーク、ポラト著・小松崎清介監訳、情報経済入門 東京、コンピュータ・エージ社、1982 p. 247
- 2) Horton, Forest Woody ed. Understanding U. S. Information Policy; the infostructure handbook. Washington D. C., 1982. 4 vols.
- 3) ICCP No. 1 Transborder data flow and the protection of privacy. Paris, OECD, 1979. 336p.
- 4) ICCP No. 2 The usage international data network in Europe. Paris, OECD, 1979. 256p.
- 5) ICCP No. 3 Policy implications of data network developments in the OECD area. Paris, OECD, 1982. 206p.
- 6) ICCP No. 4 Handbook of information, computer and communications activities of major international organizations. Paris, OECD, 1980. 240p.
- 7) ICCP No. 5 Microelectronics, productivity and employment. Paris, OECD, 1981. 290p.
- 8) ICCP No. 6 Information activities, electronics and telecommunications technologies. Paris, OECD, 1981. 2vols.
- 9) ICCP No. 7 Microelectronics robotics and jobs. Paris, OECD, 1982.
- 10) ICCP No. 8 An explanation of legal issues in information and communication technologies. Paris, OECD, 1983.
- 11) ICCP Venture capital in information technology. Paris, OECD, 1985.
- 12) ICCP Guidelines on the protection of privacy

- and transborder flows of personal data. Paris, OECD, 1980.
- 13) EC General report. 9th. (1975)-16th. (1984)
 - 14) EC Official journal. No. C122/7 (71), No. C19/31 (72), No. C255/1 (74), No. L100/18 (75), No. C31/8 (76), No. C85/49 (78), No. L311/1 (78), No. C234/28 (80), No. C278/4 (80), No. C353/29 (81), No. C238/6 (81), No. C138/26 (81), No. C144/101 (81), No. C169/2 (82), No. L317/19 (82), C187/4 (82), No. L317/19 (82), No. C57/3 (83), No. L368/40 (82), No. C60/2 (83), No. C99/6 (83), No. C 208/1 (83), No. C328/3 (83), No. L353/15 (83), No. C342/134 (83), No. C117/9 (84), No. C140/24(84), No. C11/1 (85).
 - 15) UNISIST newsletter. No. 1 (1973)-Vol. 6, No. 4 (1978), Paris, UNESCO.
 - 16) General Information Programme: UNISIST Newsletter. Vol. 7, No. 1 (1979)-Vol. 13, No. 2 (1985), Paris, Unesco.
 - 17) UNESCO and ICSU Study report on the feasibility of a world science information system. Pais, UNESCO, 1971.
 - 18) Intergovernmental conference on scientific and technological information for development UN ISIST II, Paris, 28 May-1, June 1979; main working document. Paris, General Information Programme, UNESCO, 1979, 107p.